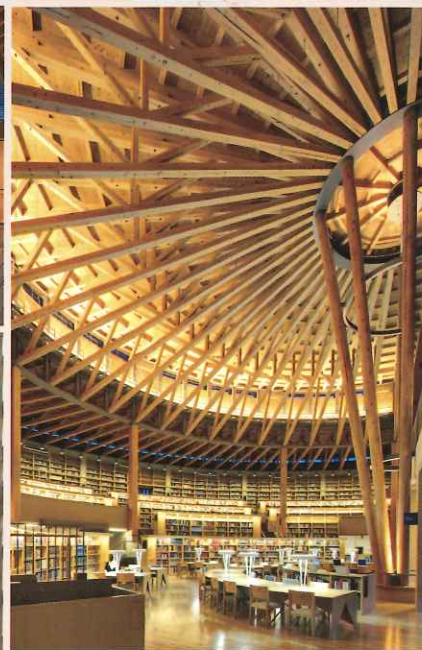


ここまでできる

木造建築の すすめ



用途別紹介

幼稚園は、法27条による特殊建築物です。建築基準法上、学校に分類されています。建築基準法以外にも学校教育法の幼稚園設置基準(以下「幼」と略す)が定められており、それは、建築基準法における防・耐火性能に関する規定よりも厳しい規定です。基本的に園舎は2階建て以下を原則としています。保育室、遊戯室および園児の便所は原則とし

幼稚園

て1階に設けなければなりません。ただし耐火建築物とすれば2階に設けることができます。

なお、幼稚園の用途には内装制限の規定がありません。したがって、地階や無窓居室およびその避難経路、火気使用室でなければ、内装に自由に木材を現して使えます。

幼保連携型認定こども園の場合は、児童福祉施設等に該当するため、保育所(P12、13)を参照してください。

建築物の耐火上の要件

3階建て以上	(園舎は原則2階建て以下。(幼8条))			
2階建て*1	耐火建築物+避難施設(幼8条)(2階を保育室、遊戯室及び便所に供する場合)			
	その他の建築物	準耐火建築物 (幼稚園の用途に供する床面積の合計が2,000m ² 以上の場合)	①または② ①準耐火建築物 (1時間準耐火の措置等*2) ②その他の建築物 (30分の加熱に耐える措置等)	耐火建築物 (1時間準耐火の措置等*2) (幼稚園の用途に供する床面積の合計が2,000m ² 以上の場合)
1階建て	耐火建築物			
高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下		高さ13m超または軒高9m超	
延べ面積	3,000m ² 以下			3,000m ² 超

*1 2階建てで2階を保育室、遊戯室及び園児の便所に供しない場合は、耐火建築物とする必要がない。

*2 1時間準耐火の措置等については、P34を参照してください。

※「その他の建築物」とは、耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物のことをいいます。

※法27条 1項の規定に基づく建築物は、令110条 1号の基準に適合する「特定避難時間倒壊等防止建築物」(令109条の2の2において定義)と令110条 2号の基準に適合する「耐火構造建築物」(規則別記第2号様式において定義)の2種類が規定されていますが、告示に基づく仕様で建築する場合は、いずれも準耐火建築物または耐火建築物となります。

※防火地域・準防火地域に建てる場合は、上表の他に、P32～33を参照してください。

※複合用途の建築物とする場合は、上表だけでは限りません。

内装制限

幼稚園は、特殊建築物の内装制限および建物の規模による内装制限の対象外です。ただし、火気使用室、地階や無窓居室およびその避難経路は内装制限を受けます。

防火区画

防火区画についてはP36、37を参照してください。

立地制限

都市計画用途地域のうち工業地域、工業専用地域に建てることはできません。

建築基準法以外で注意すべき規定

■ 学校教育法 幼稚園設置基準
(文部科学省管轄)

■ 学校保健安全法 学校環境衛生基準
(文部科学省管轄)

整備にあたっては、学校環境衛生基準に則り、ホルムアルデヒドおよび揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認させた上で引渡しを受け供用を開始することが重要です。内装建材の種類や完成後の養生期間などに注意しましょう。

■ 消防法(消防庁管轄)

特定防火対象物(消令別表第1(六)二)

消火栓設備やスプリンクラー設備の設置が求められる規模について、事前に確認しましょう。

屋内消火栓設備(消令11条)	延べ面積	地階・無窓階の床面積の合計
一般	700m ² 以上	150m ² 以上
準耐火構造で内装が難燃材料	1,400m ² 以上	300m ² 以上
耐火構造で内装が難燃材料	2,100m ² 以上	450m ² 以上

屋外消火栓設備(消令19条)	1階建ての場合は1階の床面積の合計 2階建て以上の場合は1・2階の床面積の合計
一般	3,000m ² 以上*
準耐火建築物	6,000m ² 以上*
耐火建築物	9,000m ² 以上*

*同一敷地内にある2以上の建築物で外壁相互間の中心線からの距離が1階3m以下、2階5m以下の場合には1つの建築物とみる。

設置基準 学校教育法

幼稚園設置基準	
人数	1学級原則35人以下とする。(幼3条)
園舎の必要面積 (幼8条3項 別表1)	
1学級	180m ²
2学級以上	320+100×(学級数-2)m ²
運動場の必要面積 (幼8条3項 別表2)	
2学級以下	330+30×(学級数-1)m ²
3学級以上	400+80×(学級数-3)m ²

各法律での幼稚園の取扱い(名称)

建築基準法 別表第1(イ)欄(三)	学校
消防法 別表第1(六項二)	幼稚園
学校教育法	幼稚園
バリアフリー新法* 令4条	学校

*高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律



会津坂下町立坂下東幼稚園

福島県会津坂下町：平成25年竣工
その他の建築物とし、柱を現し、床・壁にスギを積極的に使用している。材工分離発注により、学校林、河沼郡産材、会津地域産材の順に優先して木材を調達した。その他の建築物とする場合、1,000m²以内ごとに防火壁で区画する必要があるため、RC造の防火壁を設けた。

建築概要

建築物の防・耐火上の要件	その他の建築物
防火上の地域区分	22条区域
階数	地上1階
構造	木造
延べ面積	1,420.00m ²
軒高	6.50m
最高高さ	7.10m

香美町立村岡幼稚園

兵庫県香美町：平成27年竣工
小学校併設の幼稚園で、木造棟にランチルームをはさみ、幼稚園と小学校特別教室群を配置した。体育館、教室棟と耐火構造(S造)の渡り廊下で区画している。町産・県産のスギ製材材を用いた木造軸組工法である。

建築概要

建築物の防・耐火上の要件	その他の建築物
防火上の地域区分	なし
階数	地上1階
構造	木造
延べ面積	木造棟990m ² のうち、幼稚園336m ²
軒高	6.2m(ランチルーム部)
最高高さ	6.8m(ランチルーム部)



東京ゆりかご幼稚園

東京都八王子市：平成26年竣工
幼稚園の用途に供する面積を2,000m²以下として法27条をクリアし、2階には保育室等を設けないようにして、学校教育法の幼稚園設置基準上の防・耐火上の要件からはずれるようにすることで、その他の建築物として設計した。H形断面形状のLVLの梁を採用することで、7.5m×9mの大空間とすることができた。

建築概要

建築物の防・耐火上の要件	その他の建築物
防火上の地域区分	法22条区域
階数	地上2階
構造	木造
延べ面積	1855.65m ²
軒高	6.50m
最高高さ	6.86m